

## ■お詫びとお知らせ

令和6年度に運用開始を計画しておりました地方調達の「調達業務の電子化」は、新システムの開発に遅延が発生したことから、運用開始が令和7年度以降に延期することとなりました。

新システム導入までの間は、これまでと同様に紙による契約手続きを継続します。

今後も、より一層の調達業務の効率化・合理化に努めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

## 【参考】紙・電子の入札及び契約手続の対比

紙による契約手続き	電子による契約手続き
契約書等の保管場所が必要 入札会場等までの移動が必要(費用・時間) 入札・契約締結までの処理等、対面手続きが発生 手続きの不備・修正による労力の発生 印紙税が発生	保管場所が不要 契約手続きが社内で可能 同上 システムによる正確性の向上 印紙税が非課税



## 【参考】新システム導入後の契約手続

新システムは、調達業務のデジタル化により民間事業者等の利便性向上及び行政事務の簡素化・効率化を実現します。なお、紙による契約手続きは、これまでのとおり可能となります。

